平成２７年（フ）第１１９号
兵庫県尼崎市水堂町３丁目１番17―205号、前住所大阪府寝屋川市萱島東１丁目24番４号
債務者　岩崎こと西川こと　中馬　恵美
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第３４号
徳島県徳島市南田宮２丁目７番10―203号　レオパレスサヴァー、旧住所兵庫県神戸市西区北山台２丁目１番16号
債務者　嶺山　翔多
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２７年（フ）第２２号
佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田1076番地２
債務者　古賀千寿子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２７年（フ）第６５号
熊本県宇城市小川町新田出37番地３
債務者　滝川トシ子
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月20日まで
熊本地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２７年（フ）第１８号
石川県能美市寺井町ラ121番地
債務者　北村まり子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
金沢地方裁判所小松支部

平成２７年（フ）第８９号
兵庫県尼崎市大庄北４丁目３番１―507号
債務者　吉本　昌昭
1　決定年月日時　平成27年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２７年（フ）第１４号
山口県宇部市東新川町４番６―1101号グローバル宇部東新川
債務者　前　　定實
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第２３号
山口県山陽小野田市日の出１丁目11番30号
債務者　岩本ヤエノ
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
山口地方裁判所宇部支部

平成２７年（フ）第７１号
北九州市門司区白野江１丁目12番１―102号
債務者　水野　葉月
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第９５号
北九州市小倉南区下曽根２丁目７番16―305号
債務者　小山　京子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第９９号
北九州市八幡西区陣山３丁目９番10―306号
債務者　新有留　毅
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１１０号
北九州市小倉北区緑ケ丘１丁目13番33号　緑ケ丘荘10号
債務者　安高　浩二
1　決定年月日時　平成27年３月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
福岡地方裁判所小倉支部第１民事部

平成２７年（フ）第１５号
佐賀県唐津市中町1888番地　第３峰ビル406号
債務者　前田　　勉
1　決定年月日時　平成27年３月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月21日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２７年（フ）第７号
福島県田村郡三春町大字下舞木字折ノ内32番地
債務者　熊田江千子
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２７年（フ）第１６３号
神戸市灘区新在家南町１丁目１番２―903号
債務者　片桐　孝子
1　決定年月日時　平成27年３月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２７年（フ）第１２号
兵庫県淡路市志筑1401番地６
債務者　うまのすけこと　渡辺　成美
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２７年（フ）第１８号
兵庫県南あわじ市榎列大榎列845番地３
債務者　樋口　浩一
1　決定年月日時　平成27年３月20日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年５月22日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係